

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

－リネンサプライ分野の基準について－

令和 8 年 6 月

法務省・厚生労働省編

(制定履歴)

令和 8 年 6 月 1 日公表

- 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。)第 2 条の 4 第 1 項において、法務大臣は基本方針にのっとり、分野所管行政機関の長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない旨規定されています。これを踏まえ、リネンサプライ分野においては、「リネンサプライ分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」(令和 8 年 1 月 23 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。)が定められました。
- また、法第 2 条の 5 の規定に基づく、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成 31 年法務省令第 5 号。以下「特定技能基準省令」という。)及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令(平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。)においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、リネンサプライ分野についても、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきリネンサプライ分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準(令和 8 年厚生労働省告示第 183 号。以下「告示」という。)において、リネンサプライ分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、リネンサプライ分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

目次

第 1	特定技能外国人が従事する業務・	3
第 2	特定技能外国人が有すべき技能水準等・	5
第 3	特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準・	8
第 4	上陸許可に係る基準・	12
第 5	育成・キャリア形成プログラム・	14

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

第二 特定技能制度に関する事項

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

（1）業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

リネンサプライ分野において設定する業務区分はリネンサプライとし、当該業務区分において従事する業務は、リネン類の入荷から出荷までの一連の業務とする。

なお、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：使用資材等の運搬作業及び清掃作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

【業務内容】

- リネンサプライ分野において受け入れる１号特定技能外国人は、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針により定められた試験等の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：使用資材等の運搬作業や事業所において日常的に行われる清掃作業）に付随的に従事することは差し支えありませんが、専ら関連業務に従事することは認められません。
- １号特定技能外国人
分野別運用方針第二１（１）に定める試験及び分野別運用方針第二２（１）に定める業務に従い、第二１（１）の試験合格により確認された技能を要するものであって、ホテルや病院などで使用されたリネン類の入荷、仕分け、洗濯、乾燥、仕上げ、検品、結束、出荷などの一連の業務に従事しなければなりません。

【相談窓口】

- 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については、厚生労働省健康・生活衛生局 生活衛生課にお問合せください。なお、問合せ先は以下のとおりです。
厚生労働省健康・生活衛生局 生活衛生課
TEL：03-5253-1111（内線：2438）

【確認対象の書類】

- リネンサプライ分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 19－1 号）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

分野別運用方針（抜粋）

第二 特定技能制度に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

リネンサプライ分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次の（1）及び（2）に定める試験に合格した者とする。

（1）技能水準

リネンサプライ分野特定技能1号評価試験

（2）日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの

【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

- 「リネンサプライ分野特定技能1号評価試験」（分野別運用方針第二1（1）の試験区分）

当該試験は、基礎的な技能・知識を修得し、1つのラインのライン長（ラインのリーダー）を担うレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、リネンサプライ分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。

○ 「日本語教育の参照枠」 A2.2 相当以上

※ 以下のいずれかの試験の合格

・ 国際交流基金日本語基礎テスト（J F T－B a s i c） A2.2 相当以上

・ 日本語能力試験（J L P T） N 4 以上

※ 特定技能1号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。もっとも、技能実習2号を良好に修了し、当該技能実習で修得した技能と、特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められる場合には、当面の間、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明は要しません（対象となる技能実習2号の職種・作業については別表参照。）。

また、技能実習2号を良好に修了したものの、当該技能実習で修得した技能と特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められない場合には、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能を有していることの証明は必要ですが、日本語能力については、当面の間、これらの事実をもって必要な日本語能力を有していることが証明されたこととします（別途証明は不要です。）。

【2号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

○ リネンサプライ分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。

【確認対象の書類】

○ 試験合格者の場合

・ リネンサプライ分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し

○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか

・ 国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書（A2.2 相当以上）の写し

・ 日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し

*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、この事実及び技能に係る試験の合格をもってリネンサプ

ライ分野において特定技能1号として業務に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）を受験し、合格する必要はありません。

○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合

- ・ 技能実習2号修了時の技能実習評価試験（専門級）に合格している場合
リネンサプライ技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
- ・ 技能実習2号修了時の技能実習評価試験（専門級）に合格していない場合
技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号）

* 詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

告示第2条

リネンサプライ分野における特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかの基準に適合する旨の認定を受けた施設において出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人を受け入れることとしていること。

イ 一般社団法人日本リネンサプライ協会（昭和46年2月25日に社団法人日本リネンサプライ協会という名称で設立された法人をいう。）が運用するリネンサプライ業に係る洗濯施設及び設備に関する衛生基準

ロ 一般財団法人医療関連サービス振興会（平成2年12月20日に財団法人医療関連サービス振興会という名称で設立された法人をいう。）が運用する寝具類洗濯業務に関する基準

二 厚生労働大臣が設置するリネンサプライ分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。

三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。

四 協議会に対し、必要な協力を行うこと。

五 リネンサプライ分野における特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。

六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人をリネンサプライ分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、リネンサプライ分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 特定技能外国人は一般社団法人日本リネンサプライ協会又は一般財団法人医療関連サービス振興会が定めた「衛生基準」の認定を受けた事業所で受け入れることができます。
 ※ 事業所に複数の施設がある場合、「衛生基準」の認定を受けた施設に限り、特定技能外国人を従事させることができます。
- 当該認定は特定技能所属機関の法人単位ではなく、事業所（施設）単位でなされます。
- 継続して特定技能外国人を受け入れる場合は、当該認定の更新をすることが当然に必要であり、更新されなかった場合は、要件を満たさないこととなります。
- 特定技能所属機関は、厚生労働大臣が行う必要な調査等に必要な協力を行うことなどが求められます。なお、これらはオンラインによる調査などデジタルツールを使うことも含まれます。また、厚生労働大臣が行う必要な調査等に必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 特定技能外国人との間で締結された雇用契約に基づき特定技能外国人をリネンサプライ分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務の経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供しなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【協議会】

- 厚生労働大臣は、リネンサプライ分野の特定技能所属機関、業界団体、試験実施主体、制度関係機関その他の関係者で構成する、リネンサプライ分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）を設置することとされています。
- 協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、リネンサプライ分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定等について協議を行います。

- リネンサプライ分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、特定技能所属機関は、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、協議会で協議が調った措置を講じるとともに、次の事項について必要な協力を行う必要があります。
 - ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
 - ② 問題発生時の対応
 - ③ 法令遵守の啓発
 - ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
 - ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析等
- 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合、協議会に対し必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- なお、協議会に関する詳細は、以下の厚生労働省のホームページをご覧ください。

(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/seikatsu-eisei/linen_supply3.html)

【確認対象の書類】

- リネンサプライ分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 19－1 号）
- 協議会の構成員であることの証明書
- 特定技能外国人を受け入れる事業所が、一般社団法人日本リネンサプライ協会が運用するリネンサプライ業に係る洗濯施設及び設備に関する衛生基準又は一般財団法人医療関連サービス振興会が運用する寝具類洗濯業務に関する基準に適合する旨の認定を受けていることを証する文書の写し（有効期限内のものに限る。）
 - * 当該認定を受けていることが記載された協議会の構成員であることの証明書を提出している場合は提出不要。ただし、当該登録の有効期限が切れている場合は、当該登録を更新の上、協議会の構成員であることの証明書の再発行が必要。

【留意事項】

- 特定技能外国人を受け入れる（雇用条件書記載の）事業所（施設）は、一般社団法人日本リネンサプライ協会又は、一般財団法人医療関連サービス振興会が定めた「衛生基準」の認定を受けている施設と一致する必要があります。
- 特定技能外国人の受入れ後に当該特定技能外国人を受け入れる営業所に変更がある場合には、特定技能雇用契約変更の届出が必要です。届出に当たっては、次の書類を添付してください。届出の詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第7章第1節第1」を御参照ください。変更後の特定技能外国人を受け入れる施設についても、一般社団法人日本リネンサプライ協会又は、一般財団法人医療関連サービス振興会が定めた「衛生基準」の認定を受けている施設であることが必要です。
 - ・ 特定技能外国人を受け入れる事業所が、一般社団法人日本リネンサプライ協会が運用するリネンサプライ業に係る洗濯施設及び設備に関する衛生基準又は一般財団法人医療関連サービス振興会が運用する寝具類洗濯業務に関する基準に適合する旨の認定を受けていることを証する文書の写し（有効期限内のものに限る。）
- * 当該認定を受けていることが記載された協議会の構成員であることの証明書を提出している場合は提出不要。ただし、当該登録の有効期限が切れている場合は、当該登録を更新の上、協議会の構成員であることの証明書の再発行が必要。

第4 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

リネンサプライ分野における出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人（同令本則に規定する申請人をいう。以下この条において同じ。）に係る特定技能雇用契約において、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象としない旨が定められていることとする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、リネンサプライ分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき、告示をもって定めたものです。

【労働者派遣】

- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- リネンサプライ分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考
様式第 19－1 号）」

第5 育成・キャリア形成プログラム

〔分野別運用方針〕（抜粋）

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

（１）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

厚生労働省は、関係業界等と協働して、育成就労及び特定技能１号に係るリネンサプライ分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

リネンサプライ分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 特定技能外国人又は育成就労外国人が目指すレベル（求められる役割・作業）
- ② 習得する専門技能・日本語能力
- ③ キャリアアップに向けた経験（現場管理等）

- リネンサプライ分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針となります。
- リネンサプライ分野における育成プログラムは、厚生労働省のホームページに掲載されますので、適切に参照し活用してください。

別表（リネンサプライ）

業務区分及び特定技能外国人が従事する業務			技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4月1日以降も当分の間、 技能水準及び日本語能力水準の試験 の免除となる技能実習2号
特定技能1号	リネンサプライ	ホテルや病院などで使用されたリネン類の入荷、仕分け、洗濯、乾燥、仕上げ、検品、結束、出荷などの一連の業務	リネンサプライ分野 特定技能1号評価試験の合格	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（J F T - B a s i c）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（J L P T）N4以上	【職種】クリーニング職種 【作業】リネンサプライ仕上げ作業